

## 光脱毛機無許可販売、輸入時「美容機器」と虚偽申告

医療機器「光脱毛機」の無許可販売事件で、薬事法違反容疑で逮捕された美容機器販売会社「ワールドビューティック」(東京都)の社長、福園(ふくぞの)正志容疑者(53)らが、光脱毛機を輸入する際、東京税関に本来の「医療機器」ではなく「美容機器」と申告していたことが13日、京都府警の調べでわかった。府警は、医療機器販売業の国の許可を受けていなかった同社が薬事法の規制を逃れるため虚偽申告したとみている。東京税関は関税法違反容疑(虚偽申告)での告発を検討する。

厚生労働省や東京税関によると、輸入品が薬事法の規制対象となる場合は、輸入申告書類に明記が必要で、医療機器については税関審査の際、国の承認を得た機械であることを証明する書類の添付の有無や過去の輸入実績をチェック、輸入業者にも販売許可書の提出を求めるといふ。

調べでは、問題の光脱毛機は、デンマークや米国で医療機器として流通していたが、福園容疑者らは輸入時に「美容機器」として税関に申告、審査をすり抜けていた。同機器を販売する際に添付していた取り扱い説明書の翻訳文には、英語の原文にあった医療機器であることを示す内容が、削除されていたという。

府警は、同社が税関のチェックを逃れる一方、美容機器として宣伝することでエステ店などへ広く販路を確保しようという意図があったとみている。府警は同日、福園容疑者ら幹部3人を送検した。

(2007年3月13日読売新聞)